



労働者のあずかり知らない控除

口頭では皆の同意を得ているから、わざわざ書面化しなくても給料からの天引きはOKでしょ？



賃金控除協定書の未作成

NG (その1)

労使協定のない法定外控除



正体不明の費用項目の控除

天引きする親睦会費は100円～10万円の範囲で何となく決めるからね



変動幅の大きい不定な金額の控除

NG (その2)

事理不明な控除

賃金控除のNG4選

NG (その3)

法定限度を超える減給制裁控除

勤務態度が悪いから今月の給料は半分カット！！！！

書類のミス一つにつき罰金10万円じゃ！



非違行為に対してペナルティが大きすぎる

NG (その4)

一方的な相殺控除

昨日ぶつけた社用車の修理代全額を給料から引いとくからな！！



損害賠償額の一方的な控除

ぜ、全額！？

そんな前のこと急に言われても…

2年前の3か月分の給料を20万円も払いすぎたので今月分から引いときます。By社長



何か月も前の過払賃金の清算

詳細は裏面をご覧ください

はじめに…

労働基準監督署には様々な労働相談が寄せられますが、数ある相談を見ていると分野ごとに典型的な『NG行為』というのが見えてきます。今回は過去に出雲労働基準監督署に寄せられた『賃金控除』に関する相談から見えてきた典型的なNG行為のうち特に押さえておきたい事項を4選としてまとめてみました。

これらのNG行動は、法令違反や労使紛争のきっかけとなる可能性があり、実際に問題となって労働基準監督署に行政指導等の申し立てがされるケースも少なからず発生しています。

難しい法律上の理屈はさておき、まずは分かりやすいところからNG行為の排除に努めていただくと幸いです。

● NG行為の解説 ～どこがダメなの？ NG行動～



NG行為 その1 & その2 『労使協定のない法定外控除』『事理不明な控除』

賃金は法令に別段の定めがある場合（所得税や健康保険料など他の法律で賃金から控除するものと規定されているもの。いわゆる法定控除。）を除いて、原則としてその全額を労働者に支払う必要があります。

この時、例外的に賃金から法定外の控除を行おうとする場合には、使用者と労働者の過半数代表（又は過半数労働組合）との間で書面による労使協定を事前に締結しておかなければなりません。監督指導の際には、「個々に了解を得ていること」や、「労働条件通知書に記載していること」を理由に、法定外控除を行っているケースが散見されますが、法定外控除を行うための手続としてはいずれの場合も不適となり、違法な賃金控除と扱われます。

また、労使協定書があれば何でも控除して良いわけではなく、**『事理明白なものに限り』控除可能とされています。**このため、例えば使途が不明であったり、控除額に関する基準がはっきりしないなど、労働者本人が負担すべき金銭かどうか不明瞭な控除は不可となります。



NG行為 その3 『法定限度を超える減給制裁控除』

労働基準法第91条では労働者に非違行為があった場合に行う減給制裁の上限として、事案1つに対する減給制裁は平均賃金1日分の半額以下まで、複数回の減給事案がある場合でもその総額が一賃金支払期における賃金総額の十分の一以下とすることと規定しています。

したがって、減給制裁を行う場合にはこの範囲内で行う必要があり、これを超えて制裁を課す場合には違法な制裁控除となります。

なお、遅刻・早退や欠勤があった際に、労働しなかった時間の範囲で賃金を支給しないことは、ノーワークノーペイの原則により減給制裁には当たりませんが、遅刻・早退等の時間以上に賃金を支給しない場合（30分の遅刻で半日分の賃金をカットなど）は、減給制裁の一種と見なされ、上記の制裁上限額を遵守する必要があります。



NG行為 その4 『一方的な相殺控除』

賃金はその全額を労働者に支払う必要があるため、仮に労働者に非違行為によって会社に損害が発生した場合でも、その**損害回復のために労働者が負うべき費用を賃金から一方的に相殺控除することはできません。**また、仮に賃金控除に関する労使協定書がある場合でも、それによって控除が可能な対象は『事理明白』なものに限られるため、労働者の責任負担の範囲が不明である賠償金などの名目の控除は不可となります。

過払賃金の清算については、「前月分の過払賃金を翌月分で清算する程度は賃金それ自体の計算に関するものであるから労基法第24条違反とは認められない」とする通達がありますが、裏を返せばこれ以上の期間を遡る過払賃金の清算については、法令違反となる可能性があるということなので、**極端に過去の過払賃金を清算する際には注意が必要です。**

※労務管理上のNG行為は上記に限られないのでご注意ください。

ご不明な点は出雲労働基準監督署（0853-21-1240）までお気軽にお問合せください。